

令和2年10月7日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
宇部工業高等専門学校 お取引先 各位

独立行政法人国立高等専門学校機構  
宇部工業高等専門学校  
契約担当役 事務部長 前田 輝伸

誓約書の提出について（お願い）

平素は本校の教育研究活動に関わる物品・役務等の調達にご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本校（高専機構）では、取引先の皆様方に「誓約書」の提出をお願いしてきたところですが、頂戴しております「誓約書」有効期限の到来に伴い、改めて「誓約書」の提出をお願いすることとなりました。

取引先の皆様には大変ご面倒をおかけしますが、趣旨をご理解のうえ、「誓約書」の提出にご協力をお願いいたします。

■ 提出方法等について

➤ 同封の返信用封筒にてご返送ください。

■ 誓約書の様式〔word形式〕は、宇部高専ホームページ《入札情報》に掲載しています。

適宜ダウンロードのうえ、ご利用ください。

《入札情報》へは、トップページ「企業の方へ」よりアクセスしてください。

【担当】 宇部工業高等専門学校  
総務課財務係  
TEL 0836-35-4968  
Mail zaimu@ube-k.ac.jp

平成27年3月4日

各国立高等専門学校  
事務部長 各位

国立高等専門学校機構本部  
事務局長 後藤宏平

### 取引業者からの誓約書の提出について

標記のことにつきまして、平成26年2月18日付け文部科学大臣決定として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が改正され、取引業者に対して不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書等の提出を求めることとされました。

つきましては、既に会計検査院の指摘等に対する改善方策の一環として、取引業者からの誓約書の徴取を実施しているところですが、今般のガイドラインの改正趣旨を踏まえて、下記のとおり、取り扱うことといたしましたので、別添を参考の上、遺漏なくご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

### 記

- 1) 平成27年4月1日以降、本機構は、誓約書の提出があった業者を対象として取引を行うこととします。なお、以下の業種等については提出不要とします。
  - ・国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、その他公益性の高い法人
  - ・外国企業等（外国で契約するとき）
  - ・電気・ガス・水道・郵便事業者等
  - ・弁護士・特許・税理士等報酬・料金が源泉徴収の対象となる業種
  - ・商取引の相手方ではない個人
- 2) 誓約書は、当該業者が平成27年4月1日以降に本機構と最初に行う取引までに（原則として契約締結前までとし、契約を締結しない取引の場合は受注の意向確認後速やかに）徴取願います。また、複数年度契約等により、平成27年度以降も引続き取引を行う業者からは、誓約書の提出要請をした後、速やかに徴取願います。
- 3) 本誓約書の有効期間は、平成27・28・29年度（平成27年4月1日～平成30年3月31日）とし、平成30年度以降に本機構と取引を行う業者からは、あらためて誓約書（有効期間に当該取引年度を含むもの）を徴取願います。
- 4) 誓約書が提出できない旨の申し入れがあった業者のうち、取引を行わないことが機構の業務遂行に著しく支障がある場合は、取引業者から理由書等を徴取し、事前に機構本部に相談の上で、各学校の契約担当役がご判断願います。